

関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）の概要について

令和元年11月
原子力規制委員会

(1) 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 関西電力株式会社
住 所 大阪市北区中之島3丁目6番16号
代表者の氏名 取締役社長 岩根 茂樹

(2) 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 大飯発電所
所 在 地 福井県大飯郡おおい町大島

(3) 変更の内容

昭和47年7月4日付け47原第6733号をもって設置許可を受け、これまで設置変更許可等を受けた大飯発電所の原子炉設置変更許可申請書の記載事項のうち、次の事項の記述の一部を改めている。

五、発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備

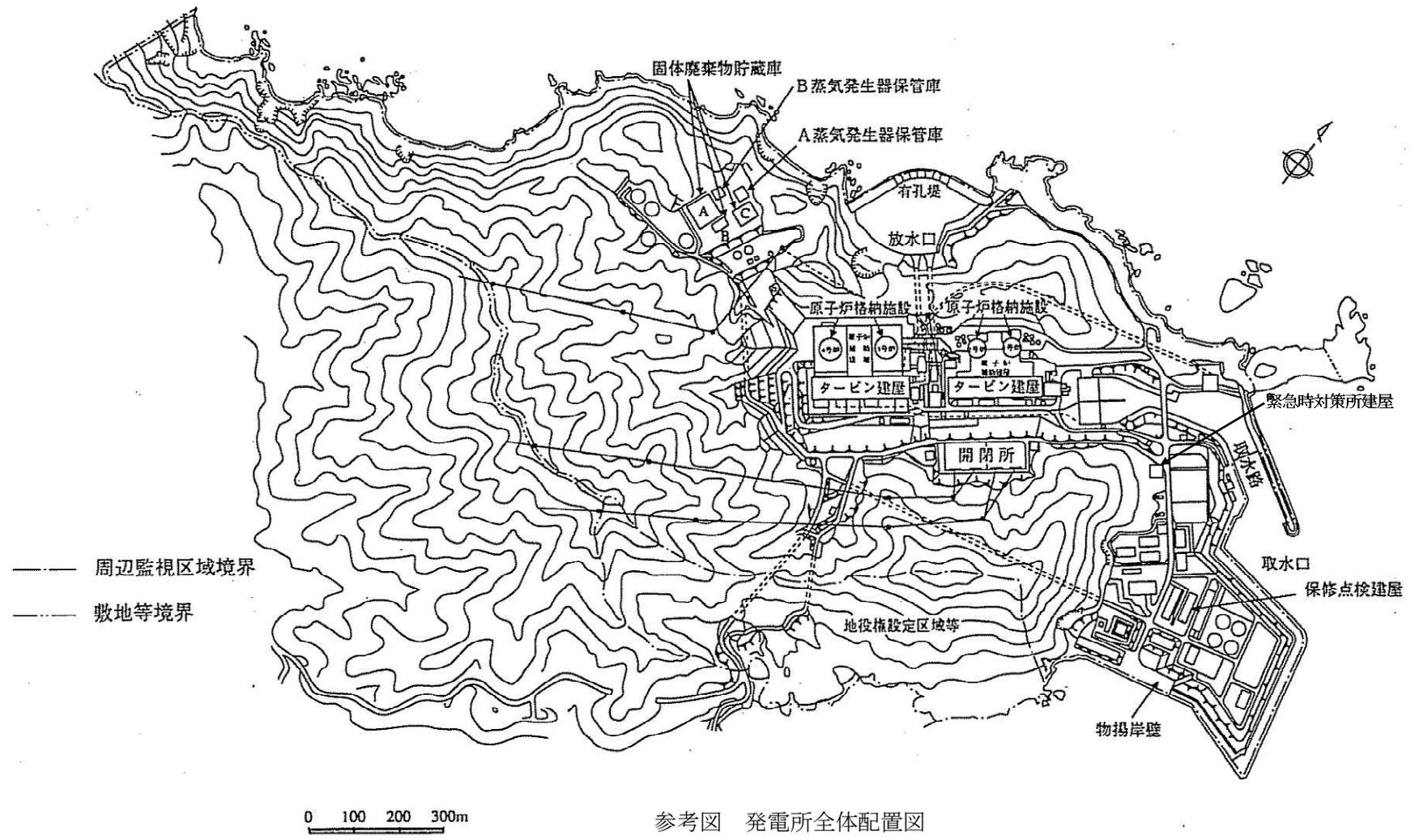
十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な施設及び体制の整備に関する事項

(4) 変更の理由

イ、3号及び4号炉共用の緊急時対策所建屋内に緊急時対策所を設置する。

ロ、3号炉及び4号炉の重大事故等対策に係る体制を変更する。

ハ、3号炉及び4号炉の重大事故等対策における操作の想定時間の一部を変更する。



固体廃棄物貯蔵庫

B蒸気発生器保管庫

A蒸気発生器保管庫

有孔堤

放水口

原子炉格納施設

原子炉格納施設

タービン建屋

タービン建屋

開閉所

緊急時対策所建屋

取水口

取水口

保修点検建屋

地役権設定区域等

物揚岸壁